

利用者負担軽減

7月から、福祉サービスを利用するときの料金が変わります。

① 毎月支払うお金の上限額が安くなる (障がい者・児対象)

この対象となるサービスは、

- ・「居宅サービス」(ヘルパーさんに身の回りのことを手伝ってもらう)
- ・「通所サービス」(施設に通う)

の2つです。これらのサービスを使っている障がい者、障がい児の方々は、

- ・低所得1の人: 3750円が1500円に
- ・低所得2の人: 6150円が3000円に

なります。ただし、低所得2の人で通所サービスのみの利用の場合は1500円になります。

そして、障がい児世帯の方々については、

- ・一般世帯の人: 9300円が4600円に
- 37200円も、市町村民税所得割額が28万円以下なら4600円になります。

※低所得1 = 住民税非課税で、本人の収入80万円以下

※低所得2 = 住民税非課税で低所得1以外

※市町村民税所得割額28万円は、3人世帯の場合で年収約890万円。

② 毎月支払う金額を決めるときの考え方が変わる (障がい者対象)

これまで「世帯収入」で判断していたの

が、「本人の収入」だけで判断するようになります。ただし、本人が結婚している場合は、その配偶者の収入を含みます。

③ 安くなる基準がかわる (障がい児対象)

- ・低所得1: これまでどおり変わりません。
- ・低所得2: これまでどおり変わりません。
- ・一般世帯: これまでは、年収約600万円以下(市町村民税所得割16万円未満)の世帯が安くなる対象でしたが、7月からは、年収約890万円以下の世帯が対象となります。これにより、入所サービスも半額程度に安くなります。

以上を表にすると次のとおりです。

障がい者の負担額(食費含まず)

	居宅	通所
低所得1	1500円	1500円
低所得2	3000円	1500円
所得割16万未満の一般世帯	9300円	9300円

障がい児の負担額(食費含まず)

	居宅	通所	入所
低所得1	1500円	1500円	3500円
低所得2	3000円	1500円	6000円
所得割28万未満の一般世帯	4600円	4600円	9300円



ひとりごと

不器用なんだから、うまくやろうとしなくていい。わかってるけど焦ってしまう。焦る自分を取り繕ってるうちに、肝心なこと忘れたり…。落ち着け!私。(見学)